

○野々市市手話言語・障害者コミュニケーション条例

平成30年12月21日

条例第31号

手話は言語である

すべての人は、さまざまな人と出会い、言葉を交わし、自分の生活にかかわる人との多様な関係をつくる中で、その人らしい豊かな生活をおくる権利を有している。しかし、現実には、多くの障害者にとっては、コミュニケーション手段の選択の機会が制限され、困難な状態におかれている。

なかでも、ろう者にとっては、ろう教育において口話法が長年にわたって行われた結果、ろう者の言語である手話の使用が事実上禁止され、ろう者の尊厳が深く傷つけられた歴史をもつ。

平成18年に国際連合で採択され、平成26年1月に日本が批准したことにより、同年2月に日本国内で発効された障害者の権利に関する条約は、定義において、言語には、音声言語だけではなく、「手話その他の形態の非音声言語」が含まれるとした。

同条約で手話が言語として明確に定められたことで、手話がろう者にとって欠かすことができない生活上のコミュニケーション手段であることが国内外で認められることになった。

これらのことを踏まえ、手話の普及は、手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であると理解されることを基本として行われなければならない。

多様なコミュニケーション手段の促進のために、障害者の権利に関する条約は、コミュニケーション手段には手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段があるとし、同条約の趣旨を反映した障害者基本法の改正は、コミュニケーション手段の選択と利用の機会が確保されていない障害者に大きな変化をもたらし、自立と社会参加に大きな扉を開くものとなった。

その一方で、実際には、障害の特性や障害者のニーズに応じたコミュニケーション手段の選択と利用の機会が、十分に確保されているとは言えず、地域社会で暮らす人と人の初歩的な関係づくりに日常的な困難をきたしている人たちが少なくない。こうした障害者のコミュニケーションの権利を実現するためには、障害者の権利に関する条約の理念を広く市民と共有する不断の努力が必要である。

障害者のコミュニケーション手段の自己選択・自己決定を尊重し、社会参加を促進するとともに、多様な人と人との出会いと相互理解の第一歩がコミュニケーションであることを、すべての市民が確認し合い、一人ひとりがお互いの尊厳を大切にし合う共生のまちづくりを推進する新しいスタートラインとする

ため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話等コミュニケーション手段についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、教育を含む総合的かつ計画的な施策を推進することにより、障害のある人がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を構築し、もって障害のある人もない人も分け隔てられることなく理解し合い、互いに一人ひとりの尊厳を大切に安心して暮らすことができるまちづくりを実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話等コミュニケーション手段の選択と利用機会の確保は、障害のある人とない人とが相互の違い、コミュニケーション手段の多様性を理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。

2 手話等コミュニケーション手段を利用する人が有している障害の特性に応じて、コミュニケーションを円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

3 手話に対する理解の促進及び普及は、手話を獲得する権利、手話で学ぶ権利、手話を学ぶ権利、手話を使う権利及び手話を守る権利を尊重し、行われなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 心身障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 手話等コミュニケーション手段 独自言語としての手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読その他日常生活又は社会参加を行う場合に必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報及びコミュニケーション支援用具等をいう。

(4) 合理的な配慮 障害者が日常生活又は社会生活において、障害のない人と同等の権利を行使するため、必要かつ適切な現状の変更及び調整等を行うことをいう。

(5) ろう者・ろう児童 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者

をいう。

(6) コミュニケーション支援従事者 手話通訳士・者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）及び盲ろう者向け通訳・介助者並びに知的障害者又は発達障害者等への伝達補助等を行う支援従事者等をいう。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 市民、事業者に対して、多様な手話等コミュニケーション手段の理解及び普及を促進すること。

(2) 市民、事業者が、障害の特性に応じたコミュニケーションに関する合理的な配慮を行うことができるよう支援すること。

(3) 障害者が、地域社会において手話等コミュニケーション手段を利用することができる環境の整備を促進すること。

(4) 手話等コミュニケーション手段を学ぶ機会の確保及び人材を育成すること。

(5) 学校において、ろう児童が手話で学ぶことができるよう、必要な措置を講じるよう努めること。

(6) 市民が手話に関する理解を深めるため、学校教育における手話の普及啓発を行うこと。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に係る市の施策の推進に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、その事業活動において障害の特性に応じたコミュニケーションに関する合理的な配慮を行うとともに、市の施策の推進に協力するよう努めるものとする。

（施策の策定方針）

第7条 市長は、手話等コミュニケーション手段の普及及び促進を図るための施策を策定する場合においては、野々市市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

（手話言語等コミュニケーション施策推進協議会）

第8条 手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策について協議するため、野々市市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、施策の策定について意見を求められた事項について、市長に意見を述べる。

3 協議会は、この条例に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

4 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 障害者

(2) コミュニケーション支援従事者

(3) 手話等コミュニケーション手段について優れた識見を有する者

(4) 公募による市民

(5) 教育関係者

(6) 企業関係者

(7) その他市長が特に必要と認める者

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(財政上の措置)

第9条 市は、手話等コミュニケーション手段に関する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。